

「航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について」の一部改正等に関する
パブリックコメントの募集の結果について

令和 6 年 6 月
国 土 交 通 省

国土交通省では、標記について、令和 6 年 3 月 15 日付けでパブリックコメントの募集を行いましたところ、寄せられたご意見は 1 件でした。

寄せられたご意見と、ご意見に対する国土交通省の考え方を下記のとおりまとめましたので、公表いたします。

ご意見、ご質問をお寄せいただきました方々のご協力に厚く御礼申し上げます。

記

<実施期間等>

○ 意見募集の期間

令和 6 年 3 月 15 日（金）～令和 6 年 4 月 15 日（月）

○ 意見募集の対象

「航空法第 111 条の 6 に基づく安全報告書の公表について」の一部改正等について

○ 意見の送付方法

意見提出様式に記入の上、電子メール、郵送又は FAX により送付。

<ご意見の件数>

○1 件

<ご意見の概要及びご意見に対する考え方>

	ご意見/Comments	ご意見に対する考え方/JCAB's position to the comments
1	海保機の事故を経たことだと思いますが、是非公務員と私人とで分けて作成してはどうか？民間航空機との接触をもっと明確化すべき。 公務員が我々の時間を無駄にすることはあってはならないことですので、航空法だけでなく鉄道法の方へも導入してください。	参考意見として承りました。

<お問い合わせ先>

○ 国土交通省航空局安全部航空安全推進室パブリックコメント担当

電話番号 03-5253-8732

FAX 03-5253-1661